

地縁による団体（自治会・町内会等）に係る非課税措置の創設

税制改正の概要

特例民法法人の業務を承継するために設立された認可地縁団体が、平成22年4月1日から平成25年11月30日までの間に解散した当該特例民法法人からその残余財産を取得するに際して一定の要件を満たす場合には、その残余財産の承継に係る不動産取得税を課さないこととする。

（参考）平成21年度税制改正において、同様の趣旨から、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体で、一定の要件を満たすものが、平成21年4月1日から平成25年11月30日までの間に解散した特例民法法人から残余財産を取得する場合には、その取得に伴う土地の所有権、地上権若しくは賃借権又は建物の所有権若しくは賃借権の移転登記については、その期間内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さないこととされている。

○具体的措置のイメージ

特例民法法人から業務を承継する目的で認可地縁団体として認可を受けた場合で、当該特例民法法人から認可地縁団体に対して不動産を贈与した場合には、当該不動産に課されることとなる不動産取得税を非課税とする。

